脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.23

**Submission on the draft guidelines on Deinstitutionalization, including in emergencies of the Committee of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities**

**緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン草案(国連障害者権利条約委員会)に対する意見書提出**

**Dr.** **Ciara Brennan,**

**Independent researcher**

**Republic of Ireland,**

**July 2022**

**キアラ・ブレナン博士**

**独立研究員**

**アイルランド共和国**

**変更や追加の提案は太字で表示：**

施設を出る権利：施設を退所する権利は条件付きであってはならないことをガイドラインに明記することを提案する。

**施設を退所する権利に、不妊手術や強制的避妊、投薬等のいかなる 条件をつけてはならない。さらに、施設を退所する人に、退所の権利を遅らせたり妨げたりするような検査を課してはならない。**

リスクと保護： ガイドラインでは、リスク、保護、「擁護」の概念を拡大することを提案する。施設は地域社会のリスクから障害のある人を守る安全な空間であるという危険な誤解が存在する。さらに、「擁護」という言葉は、障害のある人を守るという名目で権利を奪っている。

**締約国は、リスク評価や保護を理由に、障害のある人が施設に入所させられたり、退所する権利を否定されることがないようにすべきである。さらに、サービス提供者や医療、その他の専門家は、本人の意思決定の能力や適性を検査したり、証明したりすべきではない**

高齢者施設／介護施設／老人ホーム：ガイドラインは、高齢者施設、介護施設、老人ホームの状態を施設と捉える。多くの高齢者施設は、薬物鎮静や身体拘束など、施設の特徴をすべて有している。世界各国、特に北半球にある先進国の政府の政策では、高齢化社会に対応するために高齢者施設を増幅する「必要性」が表明されている。この分野は、障害のある人にとって特に問題が多く、多くの人々が本人の意思に反して閉じ込められている

**年齢に関係なく障害のある人を高齢者施設に閉じ込めていることは、施設収容の一形態とみなされるべきであり、ガイドラインの対象とすべきである。締結国は、障害のある人が何才であろうと施設に住むことを強制されないようにしなければならない。**

終末期と緩和ケア：人の人生を視野に入れると、終末期と緩和ケアをセクションbで検討することを提案する。

**締約国は、障害のある人が他の市民と同等の終末期医療を受けられるようにすべきである。終末期ケアを利用する障害のある人は、治療と意思決定に関するインフォームド・コンセントを受けるべきである。**

ケア提供者である障害のある人の状況： ガイドラインにおいて、ケア提供者である障害のある人の役割を考慮することを提案する。

**締約国は、家庭内および地域社会で障害のある人がケア提供者として果たす基本的な役割を認識しなければならない。家族や里子などの世話をする障害者は、障害があることを理由に専門家の監視対象になるべきではない。政府は、障害者が他の市民と対等にケアの役割に再任用されるようにすべきである。**

危険な建物や場所： 障害者が経済的またはバリアフリー上の理由でそこに住まざるを得ない場合、条約の目的に適さない建物も施設とみなされるべきである。これには、氾濫原（訳者注：洪水時に浸水する場所）にある建物や、火災時に安全な出口がない建物も含まれる。

**締結国は、地域の住宅が条約の目的に適合し、バリアフリーで、防火規制を含むすべての安全規制を満たしていることを保証しなければならない。障害者がバリアフリーまたは経済的な理由からそこに住まざるを得ない場合、氾濫原やのような自然災害に遭遇しやすい地域に建てられているような危険な建物や、人口が過密している建物も施設とみなされるべきである。**

インクルーシブ計画の作成過程にサービス提供者を含めることは、サービス提供者のせいで不当な扱いを受けたり、虐待を受けたり、その他の権利を否定された人々の視点から見ると問題がある。サービス提供者の参加は、脱施設化プロセスへの関与を正当化し、より大きな権力を求めるロビー活動に悪用される可能性がある。したがって、起草者は第35条（訳注　ガイドライン案のパラグラフ３５のことと思われる）のサービス提供者に関する記述を削除することを検討すべきである。

**35.　締結国は、オープンで包括的な計画工程を確立し、 障害者が自立して地域の一部として生活する権利と、施設入所の弊害、そして条約に沿った改革を実施する必要性を国民が理解できるようにすべきである。オープンで包括的な計画策定プロセスには、障害者の代表組織、家族、政策立案者等による、障害者を含む一般市民を対象とした情報発信やその他の啓発活動が含まれるべきである。**

(翻訳：宮澤明音、尾上裕亮)